

歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえ、指定基準に則り、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを指定して保存を図っていく。

また、重点区域内の歴史的建造物を継続的に調査し、随時追加して指定していく。

2 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定基準

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物
- (2) 長野県文化財保護条例(昭和50年条例第44号)第4条第1項に基づく県宝、同条例第30条第1項に基づく長野県史跡名勝天然記念物
- (3) 長野市文化財保護条例(昭和51年長野市条例第74号)第4条第1項に基づく長野市指定有形文化財、同条例第31条第1項に基づく長野市指定史跡名勝天然記念物
- (4) 景観法(平成16年法律第110条)第19条第1項に基づく景観重要建造物
- (5) 長野市伝統環境保存条例(昭和58年長野市条例第19号)第6条第2項第2号に基づく伝統環境を構成している建造物等
- (6) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成28年長野市条例第25号)第3条第2項第2号に基づく伝統的建造物(ただし、重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く)
- (7) その他、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの

3 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定及び候補

第1期計画で指定した歴史的風致形成建造物は、引き続き、第2期計画でも指定を行う。

歴史的風致形成建造物の候補として、国宝善光寺本堂の参道や境内に位置する仁王門や鐘楼、また、松代城下町の武家屋敷地に存在する歴史的建造物や庭園及び水路網、祭礼の営まれる寺社や町屋のまちなみ等が想定される。鬼無里地区においては、祭礼の舞台となる神社に加え、屋台や神楽の巡行が行われる歴史的まちなみが想定される。

これらの建築物以外にも、付属する門や土塀等の工作物やこれと一体となる寺社の社叢や参道、庭園などについても歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを指定していく。

4 ◆ 歴史的風致形成建造物指定一覧

第1期計画で歴史的風致形成建造物に指定した建造物は、以下のとおりである。

指定番号	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致
1	大英寺 本堂・表門 	大英寺 寛永元年 (1624)	平成26年(2014) 3月27日 県宝	城下町松代 及び松代道 145ページ
2	松巖寺 観音堂 	松巖寺 寛永2年 (1625) 又は 寛永3年 (1626)	平成26年(2014) 3月27日 市指定有形文化財	鬼無里の 伝統的祭礼 182ページ
3	宿坊 神原主屋 	個人 明治中期	平成26年(2014)3月27日 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除	

指定番号	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致
4	武井旅館 主屋 	個人 延享2年 (1745)	平成26年(2014)3月27日 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除	
5	横倉旅館 主屋・門 	個人 明治4年 (1871)から 明治6年 (1873)頃	平成26年(2014)3月27日 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除	
6	久山館 石垣 	個人 江戸初期	平成28年(2016)3月27日 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除	
4	常德院 門 	常德院 明治初期	令和3年(2021) 8月26日 登録有形文化財	善光寺周辺 寺社の祭礼 84ページ